

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正及び区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第2条第1項第2号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

（担当部課：総合政策部企画政策課）

1 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、都は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）を制定した。事務処理特例制度等により東京都の個人番号利用事務を新宿区が処理することとなるに伴い、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項の特定個人情報を庁内連携して利用できる事務に、当該東京都における個人番号の利用事務を追加する条例改正を行う。

（1） 改正する条例

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（2） 改正内容

別紙 条例新旧対照表のとおり

（3） 施行日

平成28年1月1日

（4） その他

平成27年第4回定例会に上程する予定である。

2 区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目について

「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「区条例」という。）に基づき、区における個人番号の独自利用事務（区独自利用事務）を規則で定めるとともに、番号法の法定事務、区独自利用事務及び都独自利用事務を処理するために庁内連携及び他機関を行う。

これまで、「目的外利用」として位置づけられていた区役所内の情報利用は、今後は、区条例により目的内利用及び提供が可能となるが、個人情報の保護及び特定個人情報の適正確保を図る観点から、記録票を作成し区民の閲覧に供する。

（１） 区における個人番号利用事務

①法定事務（４２事務）

②区独自利用事務（５７事務）

③都独自利用事務（５事務）※都事務処理特例により区が処理している事務

（別紙のとおり）

（２） 庁内連携・他機関連携する情報の範囲

（別紙のとおり）

なお、番号制度導入により今回新たに庁内連携を開始する事務は、P20の住宅管理事務のみであり、それ以外は、現行の目的外利用（審議会承認・法令等・本人同意によるもの）で情報利用をすでに行っている事務である。

（３） その他

本審議会へ報告後、区独自利用事務について規則で規定する。